

## 3. 新規採用職員住まい支援事業

施設等の新規採用職員に対して家賃を補助することにより、人材の確保及び定着を支援するものです。

### ◆対象となる施設・事業所 ※公的機関を除く

介護保険法	老人福祉法	障害者総合支援法	生活保護法
介護保険施設 居宅サービス事業所 地域密着型サービス事業所 ※介護予防も含む	老人福祉施設 (介護職員の設置が義務付け られている施設・事業所)	介護給付 訓練等給付 を受給する施設・事業所	救護施設
○	○	○	○

### 事業内容

新規採用職員が就職のため新たに住宅を賃借する場合に、申請のあった施設等を経由して家賃の一部補助を行います。

### 補助要件

- 補助対象者は、福祉・介護分野への新規就労者及び県外からの就労者のうち、**新規採用した介護職員**（常勤雇用の非正規職員を含む）となります。
- 過去に本事業による支援を受けたことがある方は**対象外**となります。

### 補助基準額

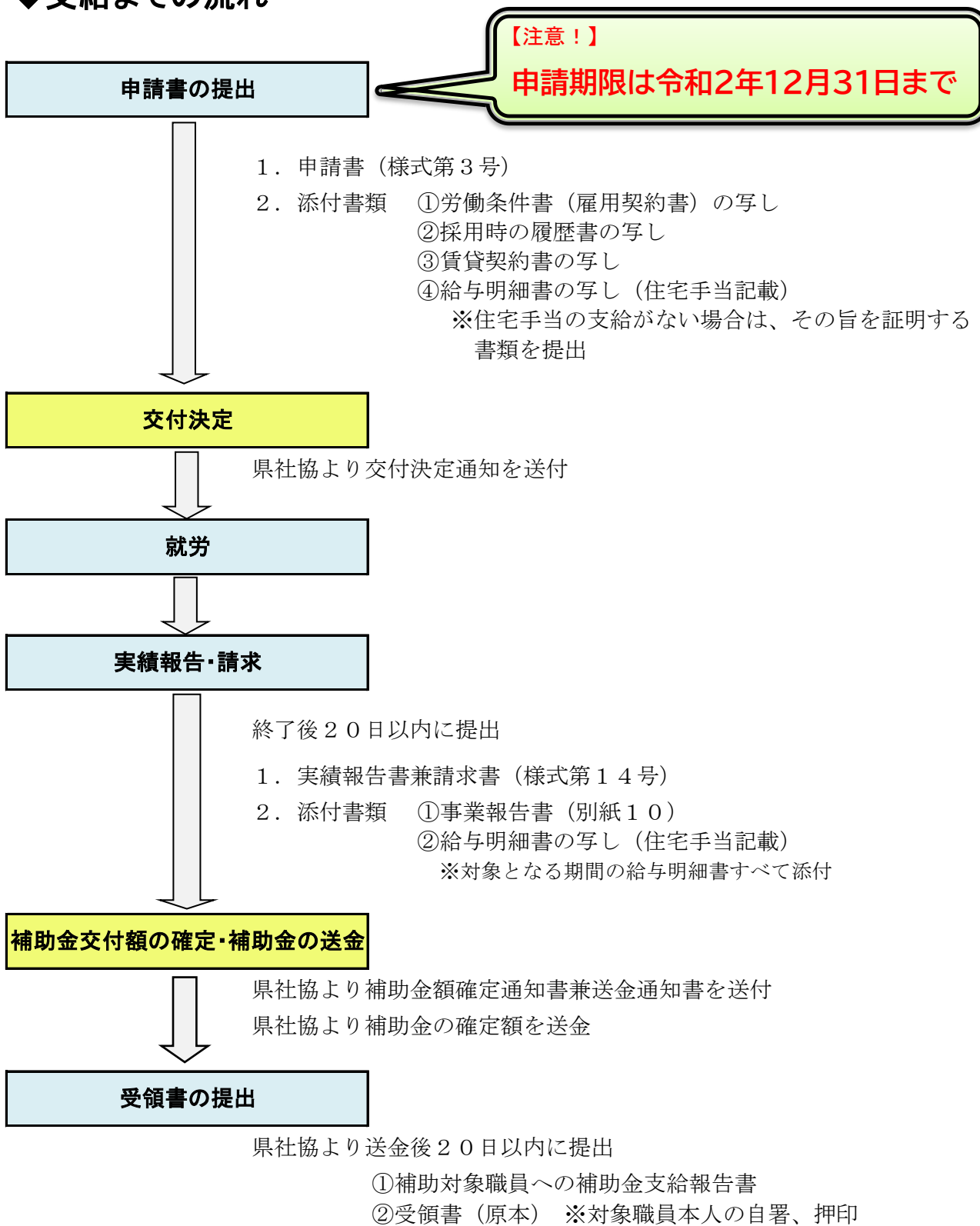
**1人当たり 月額2万5千円 以内**

※当該基準額と家賃額から施設等の手当額を引いた額のいずれか少ない額とします。

※補助対象期間は**令和2年4月分～令和3年3月分**までとなります。

【注意】 本補助事業と同じ内容の他の助成金等を受けている場合、重複して補助金を交付することができない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## ◆支給までの流れ



**【注意】** 交付決定後に補助対象事業の内容を変更したり中止する場合は、「補助金変更（中止）申請書（様式第10号）」を速やかに提出してください。



## この事業に関するQ & A



Q1	対象となる新規就職者について															
A1	<p>対象となるのは、以下の表のとおりです。□</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>無職の方</th><th>新卒の方</th><th>異業種の方</th><th>同業種の方</th></tr></thead><tbody><tr><td>県内</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>県外</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></tbody></table> <p>★フルタイムの方のみ対象となります。</p> <p>★自施設で労働していた派遣職員が派遣期間終了後に自施設に正規雇用もしくは常勤の非正規雇用で就職した場合も補助対象とします。但し、正規・常勤の非正規職員として雇用された日から6か月の就労月数の確認が必要です。</p>		無職の方	新卒の方	異業種の方	同業種の方	県内	○	○	○	×	県外	○	○	○	○
	無職の方	新卒の方	異業種の方	同業種の方												
県内	○	○	○	×												
県外	○	○	○	○												

Q2	どんなものが補助対象となりますか？
A2	補助対象となるのは、対象職員の名義で契約のあった賃貸のうち、『家賃』です。 (管理費や共益費などは含まれません)

Q3	助成金は毎月支給されますか？
A3	補助対象期間終了(令和2年4月～令和3年3月末)後に一括支給となります。